

那須烏山市内の公共建築物等における木材利用方針

平成24年9月18日 制定

令和5年10月10日 改正

1 目的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果がある等、人にやさしい、心休まる素材であるとともに、再生産可能な資源であり、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。その利用を推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、脱炭素社会の実現や林業・木材産業の成長産業化にも貢献することにつながる。

市では、市内の公共建築物等（公共建築物を含むすべての建築物）の整備等の際し、県産材^{注1}をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、本方針を定める。

2 基本的事項

- (1) 市が実施する公共建築物等の整備等において木材を使用する際は、求められる性能等の条件により那須烏山市産材^{注2} および県産材の供給が不可能な場合を除き、積極的に那須烏山市産材および県産材の利用を推進するものとする。
- (2) 公共建築物等の整備等において木材を使用する際は、可能な限り合法性等の証明された木材^{注3}の利用に努めるものとする。
- (3) 市が実施する公共建築物等の整備等に使用するために調達する木材のうち、「栃木県グリーン調達推進方針^{注4}」に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものを栃木県グリーン調達推進方針に示された判断の基準を満たす木材とする。
- (4) 公共建築物等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文房具等の消耗品については、那須烏山市産材および県産材等を使用した製品導入に努めるものとする。
- (5) 民間事業者が実施する公共建築物等の整備等においても、可能な限り那須烏山市産材および県産材の利用を推進するよう呼びかけるものとする。

3 市が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

- (1) 本方針における公共建築物とは、法第2条第2項各号、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行

令(平成22年政令第203号)第1条各号で定める建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。

(2) 市が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物^{注5)}については、原則木造化するものとする。

また、防災や構造強度の面から木造が困難な場合でも、木造と非木造の混構造^{注6)}を検討する等、可能な限り木材の使用に配慮するものとする。

さらに、建物高さ(低層、高層)や構造(木造、非木造)等にかかわらず、内装等の木質化^{注7)}を図ることが適切と判断される部分については、内装等の木質化を促進するものとする。

(3) 市は、公共建築物の整備等に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(4) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化を努めるとともに、市が整備する公共建築物において調達する椅子、机、ロッカー、書棚等の備品等については、木材を原料とした物品の利用に努めるものとする。

(5) 市は、公共建築物の整備等に当たっては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適正な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

4 県産材利用に対する市民理解の醸成の推進

市は、森林環境教育や木育等に加え、環境貢献度の「見える化」の取組を通じ、市内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、市民への普及啓発に努めるものとする。

5 公共建築物等の用に供する木材の適切な供給の確保

- (1) 森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、相互に連携し、森林施業の集約化に取り組むとともに、林内路網の整備、林業機械の導入等の林業の生産性向上や、ストックポイント^{注8)}を活用した直送販売等の流通の合理化、低コストな木材製品の製造に取り組み、国や県及び市等が整備する公共建築物の用に供する品質性能の確かな乾燥材や集成材等に供する間伐材等の安定供給に努めるものとする。
- (2) 市は、森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が、相互に連携し、品質の確かな木材製品の効率的・安定的な供給を行おうとする場合、木材製品製造に資する施設・機械の整備等に対して、国及び県の補助制度等を活用した支援に努めるものとする。

6 公共建築物等の用に供する木材の生産に関する技術の開発・普及

市及び木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、国や県及び市が整備する公共建築物の用に供する木材の品質・性能の向上や利用技術の開発及び普及に努めることとする。

7 国、県等との連携

- (1) 市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、県産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確保を図れるように努めるものとする。
- (2) 市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知及び締結に向けて取り組み、協定を締結した事業者等に対し適切な支援を行うものとする。
- (3) 市は、公共建築物を整備する際、地域の森林施業、製材、建築等に精通した木材コーディネーター人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

附 則

本方針は、平成24年10月1日から適用する。

本方針は、令和5年11月1日から適用する。

注1) 県産材

本方針では、栃木県内で生産された丸太及び当該原木から加工生産された木材を指す。

注2) 那須烏山市産材

那須烏山市内の森林から産出し栃木県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材・加工した木製品を指す。

注3) 合法性等の証明された木材

合法木材供給事業者が供給する、法令において合法的に伐採された木材。

※例

- ・ JASまたはJAS相当材

注4) 栃木県グリーン調達推進方針

国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年5月31日 法律第100号)に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての栃木県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

注5) 低層の建築物

高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積が3,000m²以下の建築物。
ただし、建築基準法における規制の見直し等に係る公共建築物については、この限りではない。

注6) 木造と非木造の混構造

※例

- ・ 学校（鉄筋）の中における体育館（木材）
- ・ 1階が車庫（鉄筋）、2階が部屋（木材）の家屋等。

注7) 内装等の木質化

建築基準法その他の法令等に基づき、不燃材料など防火上支障のない仕上げ材が求められない建築物の外壁、内壁及び天井等の仕上げ材に木材を利用すること。

※過去の整備例

- ・ 学校、営住宅等

注8) ストックポイント

配送のための一時保管を主とする物流の中継基地。木材集積場など。